

家庭的保育事業所の設置認可申請について

次のとおり保育事業所より家庭的保育事業等設置認可申請がありましたので、幕別町家庭的保育事業等の設置認可等に関する要綱第4条の規定により、ご意見をお聞かせください。

○申請の内容

- ・ 保育施設の区分 家庭的保育事業
- ・ 保育事業者 幕別町札内青葉町5番地の15
合同会社 Petit pas (プティパ)
代表社員 原谷 智美
- ・ 保育所定員 5名
- ・ 開始予定年月日 令和4年4月1日

○家庭的保育事業等とは

家庭的保育事業所、小規模保育所、事業所内保育所など認可保育所以外の保育事業所で主に3歳未満児の保育を担う事業所です。

市町村の設置認可の確認を行うことで、認可保育所のように事業施設の区分に応じた保育費用を受け取ることができます。保護者が負担する保育料についても基本的に町が定めた保育料となります。

※費用の負担割合は認可保育所と同様に、国基準保育料を除いた保育単価の1/2を国、1/4を道と町が負担します。

家庭的保育とは？

0歳児から2歳児を対象に、家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）に対して保育を行う事業です。

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」で新たに加わった地域型保育事業の1つで、国が定めた基準に基づき、町が認可基準を条例で定めています。

幕別町家庭的保育事業等の設置認可等に関する要綱【抜粋】

平成28年10月27日要綱基準等第107号

(意見の聴取)

第4条 町長は、家庭的保育事業等の設置認可をしようとするときは、あらかじめ幕別町次世代育成支援対策地域協議会の意見を聴かななければならない。

【保育施設等の概要】

1. 保育理念

子どものありのままの姿を受け止め、心に寄り添った関わりを大切にします。愛される喜びや大切にされる経験を通して、子ども一人ひとりが自分らしく生き、“自分もやってみたい！”と思える自立心や、豊かな感性など“生きる力”の基礎を培っていく。

2. 保育方針

- ・家庭的な雰囲気の中、のびのびと過ごせるよう、一人ひとりの育ちを見守る。
- ・基本的生活習慣の援助を行い、家庭と連携し、共に子育てをしていく。
- ・安全を第一に考え、子どもが心身ともに安心して過ごせるようにしていく。

3. 保育目標

- ・愛情豊かに育つ子ども
- ・笑顔があふれる子ども
- ・好奇心いっぱい子ども
- ・豊かな心が育つ子ども

4. 保育体制

〔施設管理者〕	50代女性	保育士資格有
〔副園長〕	40代女性	保育士資格、幼稚園資格有
〔保育士〕	30代女性	保育士資格、幼稚園資格有

5. 保育施設

【位置】幕別町札内青葉町5番地の15

【規模】(敷地) 236.16㎡

(建物) 125.86㎡ 木造垂鉛メッキ鋼板葺2階建

※保育は、1階部分のみで実施